平成２７年（フ）第３７６４号
大阪市淀川区宮原１丁目19番８－Ｂ707号
破産者　近藤　　亮
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２９２号
大阪市西区南堀江４丁目８番17―302号
破産者　小原　智恵
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４２９号
滋賀県彦根市金沢町610番地15、開始決定時大阪市住之江区御崎１丁目３―26　整優コーポ502号
破産者　村西鉄筋こと　村**西**　　剛
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９４５号
大阪市西成区岸里東１丁目19番４号　301号
破産者　大西　麻衣（旧姓松岡）
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９７３号
大阪府枚方市朝日丘町10番24―108号
破産者　前田みどり
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０６６号
大阪市西淀川区佃１丁目26番３号　千舟リバーサイドヴィラＣ棟1007号室、前住所神戸市灘区徳井町４丁目１番20号
破産者　花木　　潤
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１１５号
大阪府東大阪市瓢箪山町４番10号、前住所大阪府東大阪市南荘町11番８号
破産者　藤井　　勝
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３０１号
高知県高知市桟橋通６－２―33　山本ハイツ６Ｄ、住民票上の住所大阪府摂津市鳥飼西４丁目８番１―803号　アルバ摂津
破産者　藤原　大海（旧姓坂井）
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０４号
堺市中区**槍**葉11番地１、開始決定時の住所大阪府富田林市甲田５丁目12番10号
破産者　恒石　兼一
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６３３号
大阪府柏原市玉手町６番61―104号　玉手山サンハイツ
破産者　山嵜　弘樹
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６５７号
堺市北区百舌鳥本町３丁549番地13、前住所堺市中区堀上町220番地　ライオンズマンション堺堀上の丘101号
破産者　宮城　哲生
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
岡山県真庭市上河内1160番地１
破産者　河﨑　晴美
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第６０４号
北九州市小倉北区片野１丁目15番９―502号
破産者　白澤　咲子
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５５号
福岡県田川郡川崎町大字川崎876番地の３
破産者　山本　博資
1　決定年月日　平成28年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３８号
岩手県二戸郡一戸町西法寺字稲荷43番地　夏井荘１号
破産者　尾田川芳治
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第６３０号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅12街区３棟506号
破産者　野崎　　明
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０４２号
神奈川県高座郡寒川町倉見2224番地３
破産者　小泉　進一
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１９２号
横浜市南区真金町２丁目20番地
破産者　木村　義雄
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７４０号
静岡市葵区沓谷１丁目５番１号　グレイスヤマエ101
破産者　奥山　貴裕
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部